

2. 各種相談について

7) 障害者110番

障がいのある方(身体・知的・精神)の権利擁護にかかる相談に対応するため、相談窓口を設置して受理した内容により専門機関を紹介したり、弁護士などの専門家に依頼して障害者の地域生活の安定とその福祉の向上を図ることを目的とし、下記相談を受けております。

《相談内容》

生命・身体に関する危害、財産に対する侵害、相続関係、金融・消費・契約関係、雇用・勤務条件関係、職場・施設での人権関係、隣人・知人との人権関係、家族・親族との人権関係、その他必要な相談

【担当】北海道障害者社会参加推進センター 電話 011-252-1233

(24時間対応のFAX・留守番電話) 011-251-0858